

奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例をここに公布する。

令和7年11月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第1号

奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例

(設置)

第1条 奈良県広域水道企業団議会（以下「議会」という。）に議会運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の定数)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、9人とする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の選任)

第4条 委員は、議長の指名により選任する。

2 委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

3 議会の閉会中に委員を選任したときは、議長は、その旨を次の議会の会議に報告しなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第6条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理権、秩序保持権)

第7条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第8条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長の辞任)

第9条 委員長及び副委員長がその職を辞そうとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第10条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会の会議に報告しなければならない。

(招集)

第11条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、委員会を招集するときは、あらかじめ、議長に必要な事項を通知しなければならない。

(定足数)

第12条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第15条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第13条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第14条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第15条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第16条 委員会は、その議決で秘密会とすることができます。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(企業長等の出席、説明及び説明書の提出要求)

第17条 委員長は、審査又は調査のため、企業長、公平委員会の委員長及び監査委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第18条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第19条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、奈良県広域水道企業団議会会議規則（令和7年2月議会規則第1号。以下「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消せることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(記録)

第20条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、委員会の会議に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。